

環境配慮基準に係る主な法令等

千葉県環境生活部
温暖化対策推進課

① 砂防指定地（砂防法）

県内の状況

○県内の砂防指定地【出典：ちば情報マップ(鴨川市付近)】



○県内の指定状況

• 指定数：93箇所

（主な内訳：鴨川市38、南房総市27、富津市8、君津市6、市原市6など）

• 指定面積：約2,049ha

概要

○砂防指定地とは

• 砂防法に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域

○砂防指定地の指定を要する土地（区域）

主なものは、以下のとおり

- 溪流若しくは河川の縦横浸食または山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、または、顕著となる恐れのある区域
- 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出または堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域

○砂防指定地内における行為制限

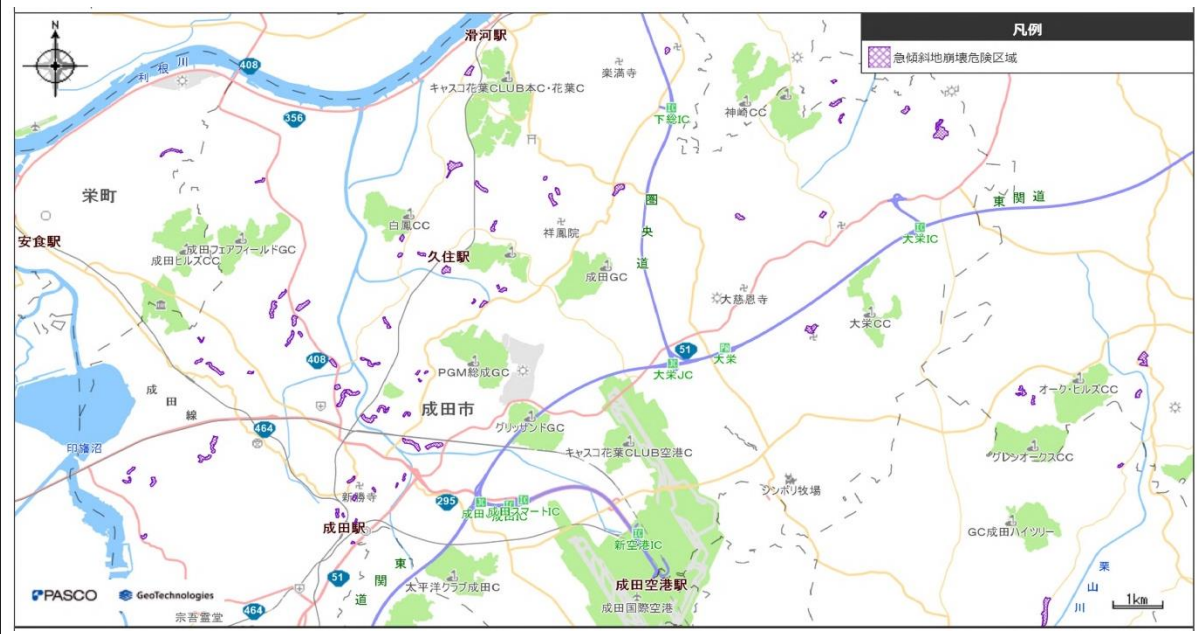
• 砂防指定地として指定された土地は、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から竹木の伐採や土石・砂れきの採取等、一定の行為に制限がなされる

② 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)

県内の状況

○県内の急傾斜地崩壊危険区域

【出典：ちば情報マップ(成田市付近)】



○県内の指定状況

・指定数：555箇所

主な内訳：成田市68、香取市57、勝浦市51、千葉市42、八千代市21、南房総市21、銚子市20、佐倉市20 など

・指定面積：約8,604㎡

概要

○急傾斜地崩壊危険区域とは

・急傾斜地法に基づき、関係市町村長の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域

○急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する土地(区域)

以下の①及び②の区域を包括する区域

- ・①：崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地をいう。以下同じ。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの
- ・②：①に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域

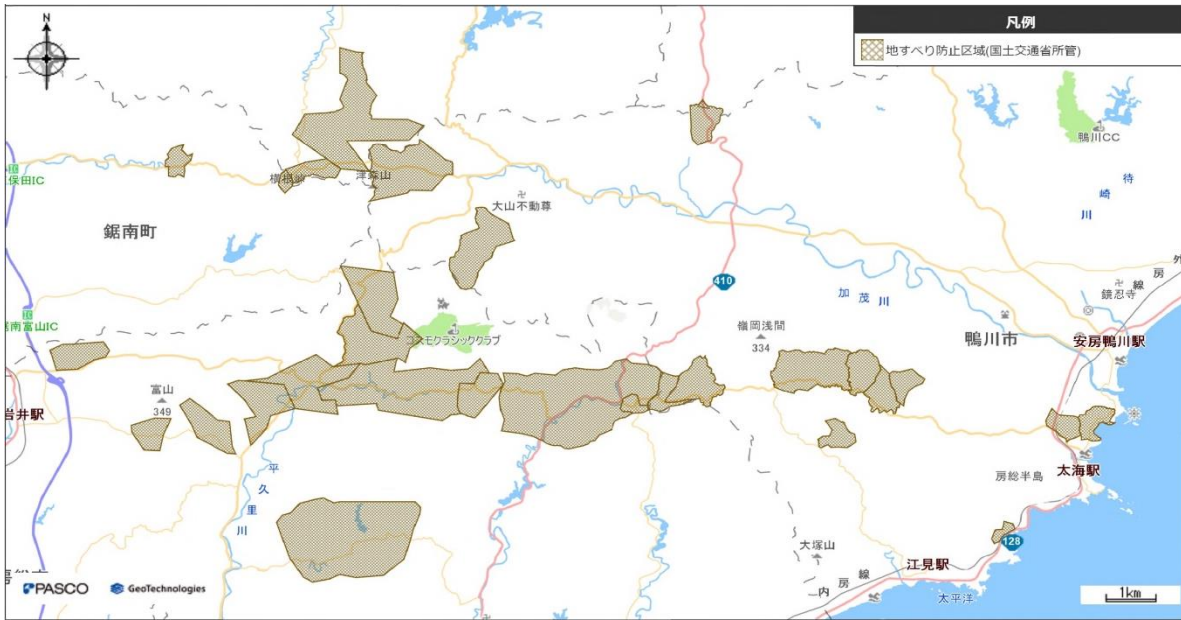
○急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限

・急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされている。
(例：立竹木の伐採、土石の採取 など)

③ 地すべり防止区域（地すべり等防止法）

県内の状況

○県内の地すべり防止区域【出典：ちば情報マップ(鴨川市付近)】



○県内の指定状況

<国交省所管>

・指定区域数：計32区域 指定面積：約2,763ha

〔内訳：鴨川市13、南房総市12、富津市3、鋸南町2、八千代市1、いすみ市1〕

<農水省農村振興局所管>

・指定区域数：54 指定面積：3,578.95ha

（内訳：鋸南町23、鴨川市22、富津市6、南房総市3）

<林野庁所管>

・指定区域数：30 指定面積：5,122.58ha

（内訳：鴨川市15、南房総市13、富津市2、鋸南町1）

概要

○地すべり防止区域とは

- ・地すべり等防止法に基づき、関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域

○地すべり防止区域の指定を要する区域

以下の①及び②の区域を包括する地域であつて、公共の利害に密接な関連を有するもの

①地すべり区域

- ・地すべりしている区域
- ・地すべりするおそれのきわめて大きい区域

②地すべり区域に隣接する区域

- ・地すべりを助長・誘発している地域
- ・地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域

○地すべり防止区域内における行為制限

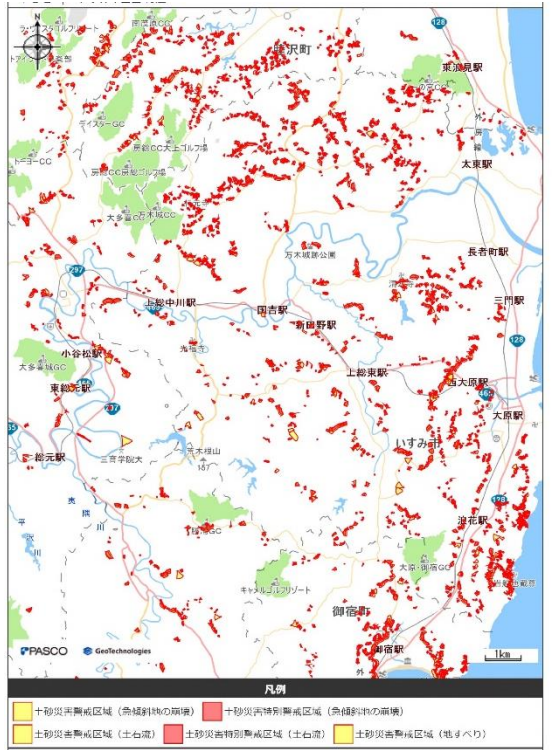
- ・地すべり防止区域として指定された土地は、地すべり発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされる
（例：地下水を増加させるもの など）

④ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）

県内の状況

〇県内の土砂災害警戒区域等

【出典：ちば情報マップ(いすみ市付近)】



〇県内の指定状況

- ・土砂災害警戒区域 : 11,023区域
- ・土砂災害特別警戒区域 : 10,476区域

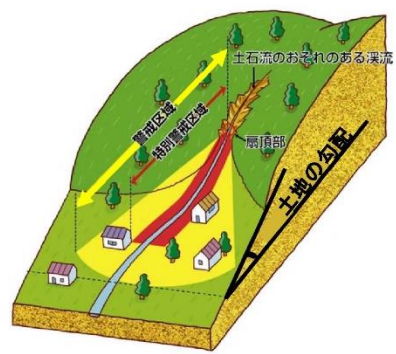
主な内訳：いすみ市1,139、南房総市870、市原市809、富津市739、長南町522 など

概要

土砂災害警戒区域

土石流

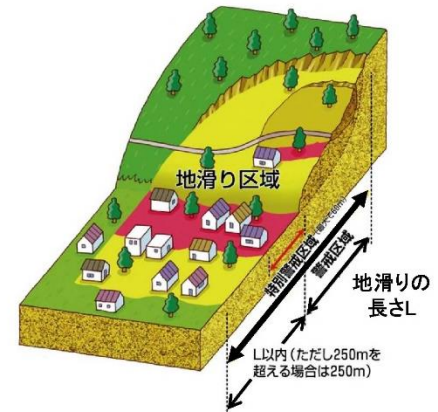
※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



- ・土地の勾配2度以上

地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

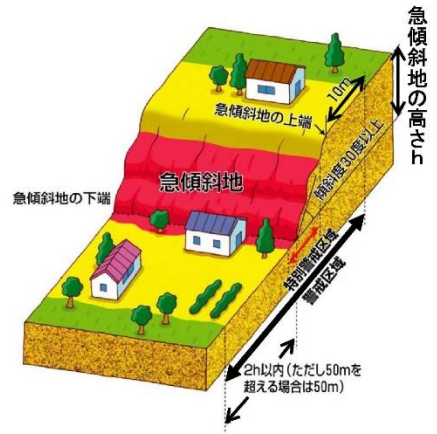


- ・地滑りの長さの2倍以内 ※1

※1 ただし250mを越える場合は250m

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



- ・急傾斜地の上端から10m ※2
- ・急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※2 ただし50mを越える場合は50m

【出典：土砂災害防止法の概要（国交省）】

〇土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

- ・土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)とは、土石流、地すべり、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）の土砂災害のおそれがある区域
- ・土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)とは、土砂災害警戒区域の中で、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

⑤ 保安林・保安林予定森林（森林法）

県内の状況

○県内の保安林（写真：南房総市の水源かん養保安林）



○県内の指定状況

県内保安林面積：18,683ha
(県土面積の3.6%、森林面積の12.6%を占めている)
【令和4年3月末現在】

県内保安林の種類別構成割合は以下のとおり。

- ・水源涵養のための保安林が63.8%
- ・災害防備のための保安林が17.6%
- ・保健風致等の保安林が18.6%

概要

○保安林・保安林予定森林とは

- ・保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
- ・保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
- ・保安林の種類は、その指定の目的により17種類ある。
- ・保安林予定森林は、間もなく保安林に指定されることを告示し、その内容を森林所有者等に通知している森林のこと。

○保安林の主な種類

- ・水源かん養保安林
流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を高度に保ち、洪水の緩和や、各種用水を確保
- ・土砂崩壊防備保安林
崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方において、林木の根系の緊縛その他の物理的作用等によって林地の崩壊の発生を防止
- ・防風保安林
林冠をもって障壁を形成して風の力を分散することでそのエネルギーを弱め、風速を緩和して風害を防止
- ・保健保安林
森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮し、公衆の保健、衛生に貢献

⑥ 河川区域・河川保全区域・河川予定地（河川法）

県内の状況

○県内の指定状況

・一級河川： 1水系 89河川

- （利根川水系）
 - ・利根川
 - ・江戸川 など

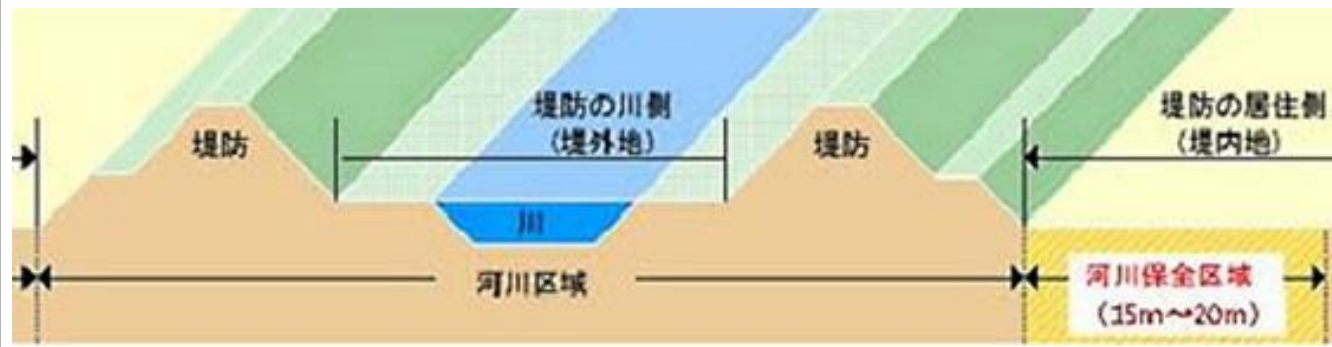
・二級河川： 60水系137河川

- （小櫃川水系）
 - 【流域：鴨川市、君津市、木更津市、袖ヶ浦市】
- （養老川水系）
 - 【流域：大多喜町、市原市】
- （一宮川水系）
 - 【流域：長南町、長柄町、茂原市、睦沢町、一宮町、長生村】
- など

※補足

- ・河川法によって、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定されたものが一級水系
- ・一級水系に係る河川のうち、国土交通大臣が指定（区間を限定）した河川が一級河川
- ・二級河川は、一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものなる河川で、都道府県知事が指定（区間を限定）した河川

概要



【出典：国土交通省 関東地方整備局ホームページ】

○河川区域とは

- ・河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間

○河川保全区域とは

- ・堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域

○河川予定地とは

- ・河川管理者が河川工事を施行するため必要があると認めるときに、当該河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定

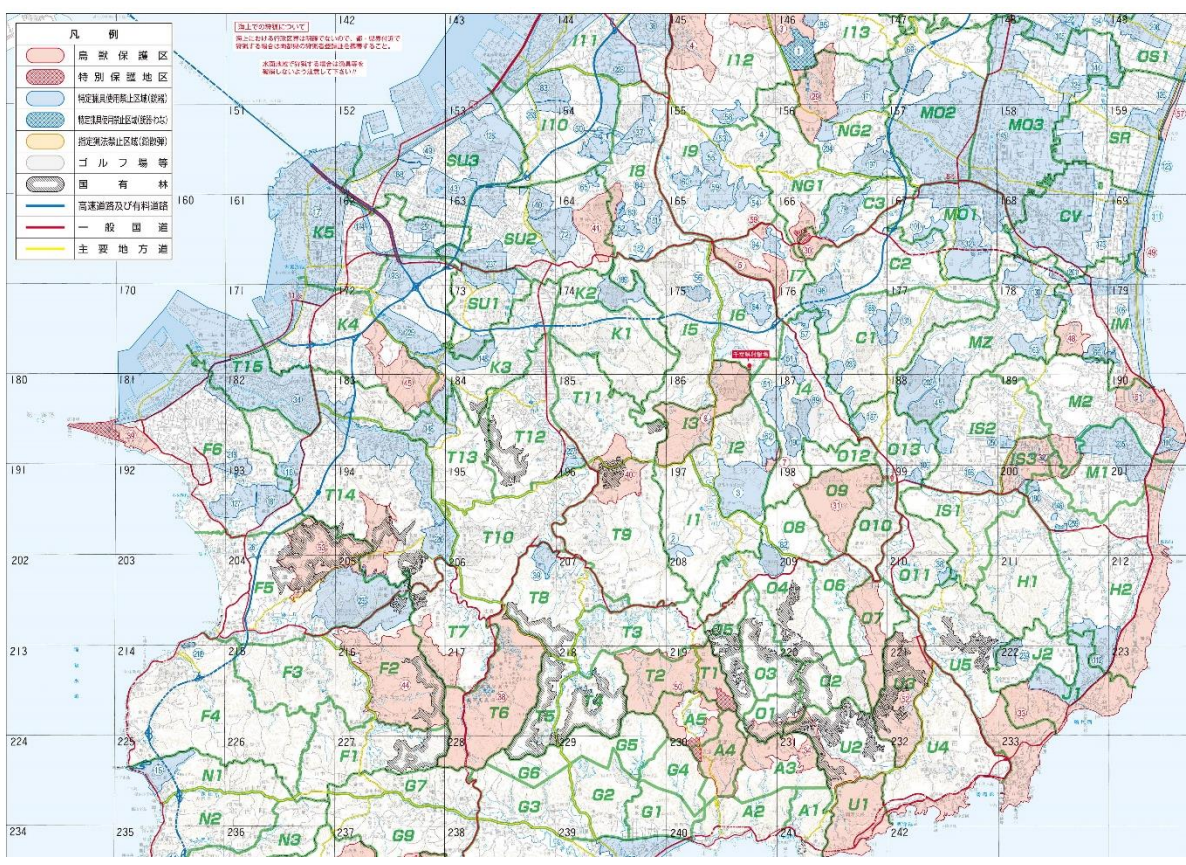
○河川法で制限されている行為

- ・河川法により河川を管理する上で支障が生じる恐れがある行為については制限されている
（例：河川の水を取水すること、河川に工作物を設置すること など）

⑦ 鳥獣保護区 (鳥獣保護管理法)

県内の状況

○県内の鳥獣保護区【出典：千葉県鳥獣保護区等位置図(南部地区)】



○県内の指定状況【令和5年11月1日現在】

- 国指定鳥獣保護区：1箇所（41ha）
（うち40haが特別保護地区）※谷津干潟が指定されている
- 県指定鳥獣保護区：59箇所（42,585ha）
（うち特別保護地区6箇所）

概要

○鳥獣保護区とは

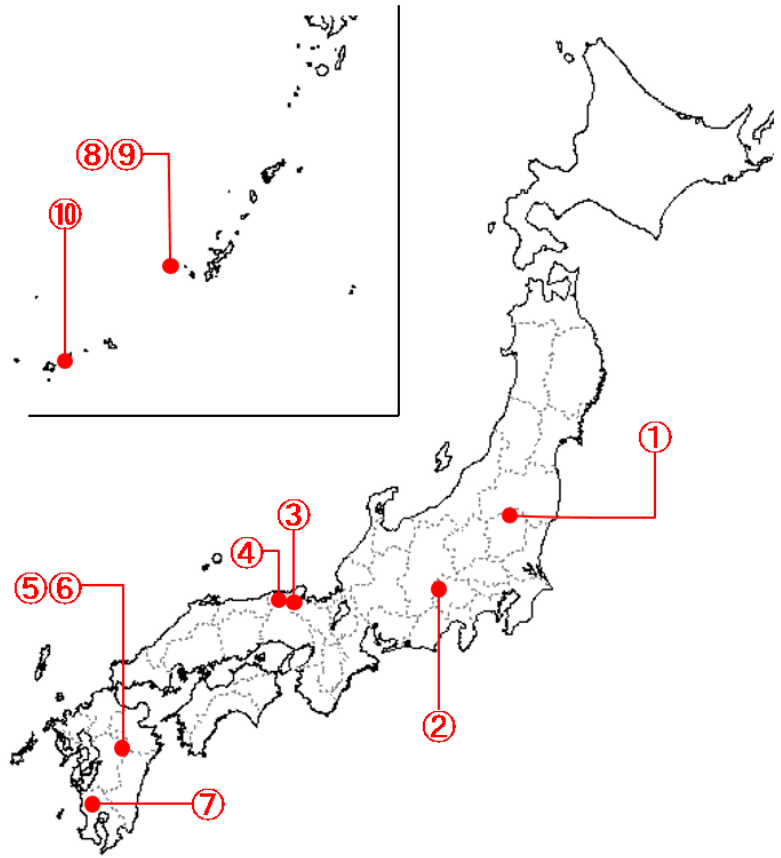
- 鳥獣保護区とは、鳥獣の保護のために必要と認められるとき、鳥獣保護管理法に基づき指定することができる区域で、環境大臣が指定する「国指定鳥獣保護区」と、都道府県知事が指定する「県指定鳥獣保護区」の2種類がある。
- 鳥獣保護区の区域内においては、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる区域は、「特別保護地区」に指定される。

○鳥獣保護区における行為制限

- 鳥獣保護区は狩猟が認められず、特別保護地区は一定の開発行為が規制されている。

⑧ 生息地等保護区 (種の保存法)

概要



- ① 羽田ミヤコタナゴ生息地保護区(栃木県大田原市)
- ② 北岳キタダケソウ生育地保護区(山梨県南アルプス市)
- ③ 善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区(京都府京丹後市)
- ④ 大岡アベサンショウウオ生息地保護区(兵庫県豊岡市)
- ⑤ 山迫ハナシノブ生育地保護区(熊本県阿蘇郡高森町)
- ⑥ 北伯母様ハナシノブ生育地保護区(熊本県阿蘇郡高森町)
- ⑦ 藺牟田池ベッコウトンボ生息地保護区(鹿児島県薩摩川内市)
- ⑧ 宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区(沖縄県久米島町)
- ⑨ アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区(沖縄県久米島町)
- ⑩ 米原イシガキニイニイ生息地保護区(沖縄県石垣市)

【出典：生息地等保護区一覧(環境省ホームページ)】

○生息地等保護区とは

・国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、生息地等保護区(管理地区と監視地区)を指定し、開発行為などが規制されている。【令和3年7月現在 10箇所】

⑨ ラムサール条約湿地（ラムサール条約）

国内の状況

○ラムサール条約湿地 位置図



ラムサール条約湿地	
登録湿地数	53箇所
総面積	155,174 ha

概要

○ラムサール条約湿地とは

- ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の締約国は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定
- ・条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載した湿地がラムサール条約湿地

○国内の状況

2021年11月18日現在、53箇所

○千葉県状況

・谷津干潟

所在地：習志野市

登録年月日：1993.6.10

面積：40ha

湿地の特徴：泥質干潟、シギ・チドリ渡来地

保護の形態：国指定谷津鳥獣保護区谷津特別保護地区

湿地の概要：全国でも有数のシギ・チドリ類の渡来地

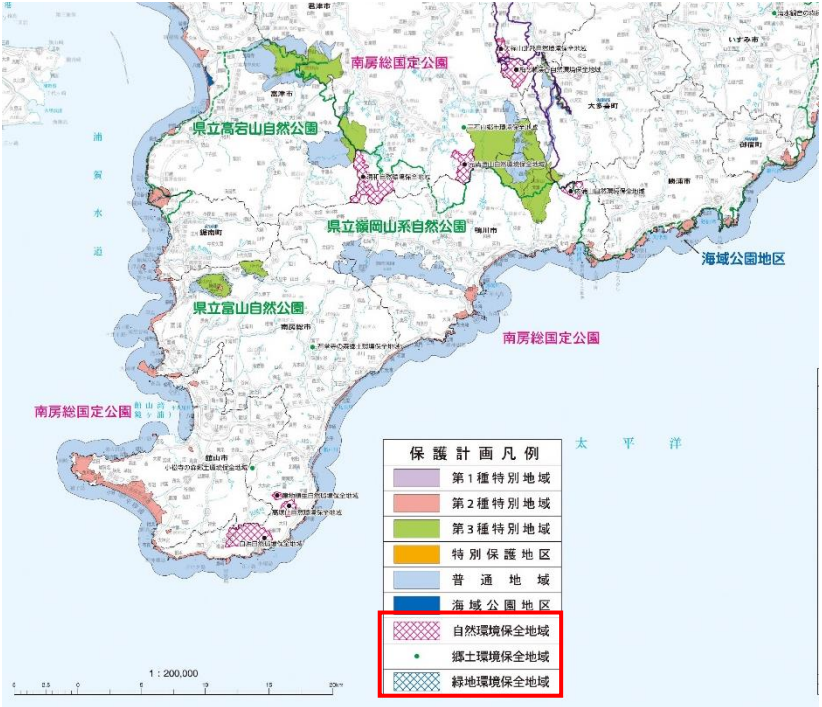
【出典：ラムサール条約と条約湿地(環境省ホームページ)】

自然環境保全地域など（自然環境保全法など）

県内の状況

○自然環境保全地域

【出典：千葉県自然公園自然環境保全地域マップ】



○県内の指定状況

【法に基づく自然環境保全地域】

・なし

【条例に基づく自然環境保全地域等】

- ・自然環境保全地域： 9地域 (1,773.75ha)
 - ・郷土環境保全地域： 18地域 (105.31ha)
 - ・緑地環境保全地域： 1地域 (77.30ha)
- 【令和5年4月1日現在】

概要

○自然環境保全地域とは

- ・自然環境保全地域とは、自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のこと。
- ・ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域として、「原生自然環境保全地域(5箇所)」「自然環境保全地域(10箇所)」「沖合海底自然環境保全地域(4箇所)」又は「都道府県自然環境保全地域」が指定されている。

○千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域等

①自然環境保全地域

- ・優れた天然林が相当部分を占める森林の区域 (10ha以上)
- ・地形や地質が特異である、又は特異な自然現象が生じている土地の区域 (1ha以上)
- ・区域内に生存する動植物が優れた自然環境を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域 (1ha以上) など

②郷土環境保全地域

- ・歴史的・郷土的に特色のある遺跡もしくは建築物その他の工作物、又は地域住民に親しまれてきた由来のある樹木や洞穴・滝などと一体となった自然環境を形成している土地の区域 (1ha以上)

③緑地環境保全地域

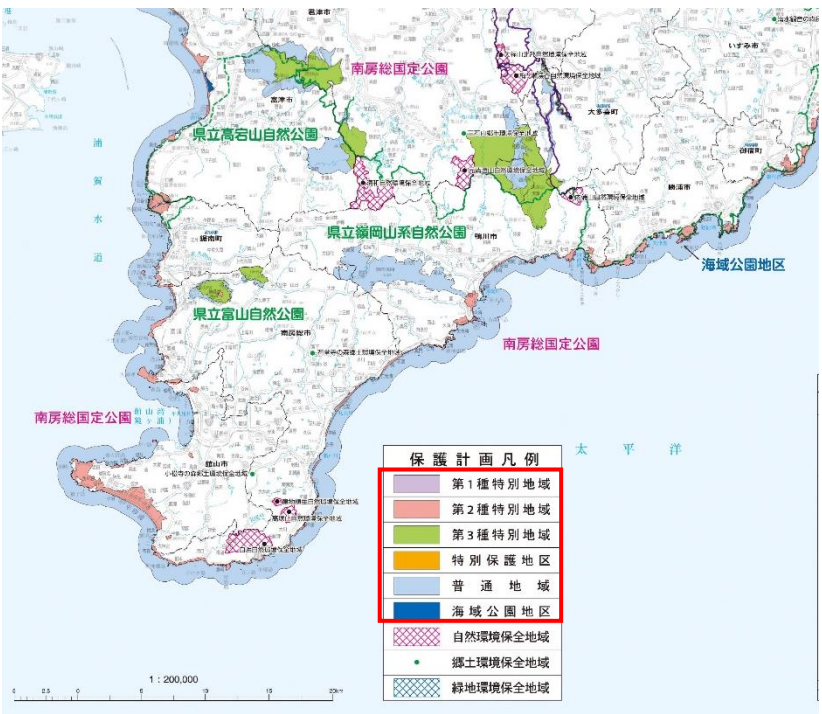
- ・地域住民の健全な心身の保持もしくは増進に、又は公害もしくは災害の防止その他生活環境の維持にその効果が著しいと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺地などの区域 (1ha以上)

国立公園の特別保護地区など（自然公園法など）

県内の状況

○県立自然公園の特別地域など

【出典：千葉県自然公園自然環境保全地域マップ】



○県内の指定状況

- ・国立公園：なし
- ・国定公園：2か所
(南房総、水郷筑波国定公園)
- ・県立自然公園：8か所
(養老溪谷奥清澄、九十九里、印旛手賀、高岩山、嶺岡山系、富山、大利根、笠森鶴舞自然公園)
- ・自然公園（国定・県立）：計28,537ha

概要

○国立公園の特別保護地区等とは

- ・国を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するもの。
- ・特別保護地区、特別地域(1～3種)、海域公園地区、普通地域に分けられる。
 - ・特別保護地区：特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区
 - ・特別地域：優れた風致景観を有する陸域。第1種、第2種、第3種に区分
 - ・海域公園地区：優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域
 - ・普通地域：特別地域及び海域公園地区以外の地域

○国立公園・国定公園とは

- ・国立公園：我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地（環境大臣が指定し国が管理）
- ・国定公園：国立公園に準ずる自然の風景地（環境大臣が指定し都道府県が管理）

12 風致地区 (都市計画法)

県内の状況

○県内の風致地区

【出典：風致地区 位置図(市川市・船橋市) 千葉県ホームページ】

市川市・船橋市 風致地区



○県内の指定状況

- 指定数：4市16地区 (指定面積：約2,300ha)
- (内訳：市川市5、船橋市4、銚子市5、香取市2)

概要

○風致地区とは

- 良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域として市町村の他に都道府県によっても指定されるもの

○風致政令における行為規制

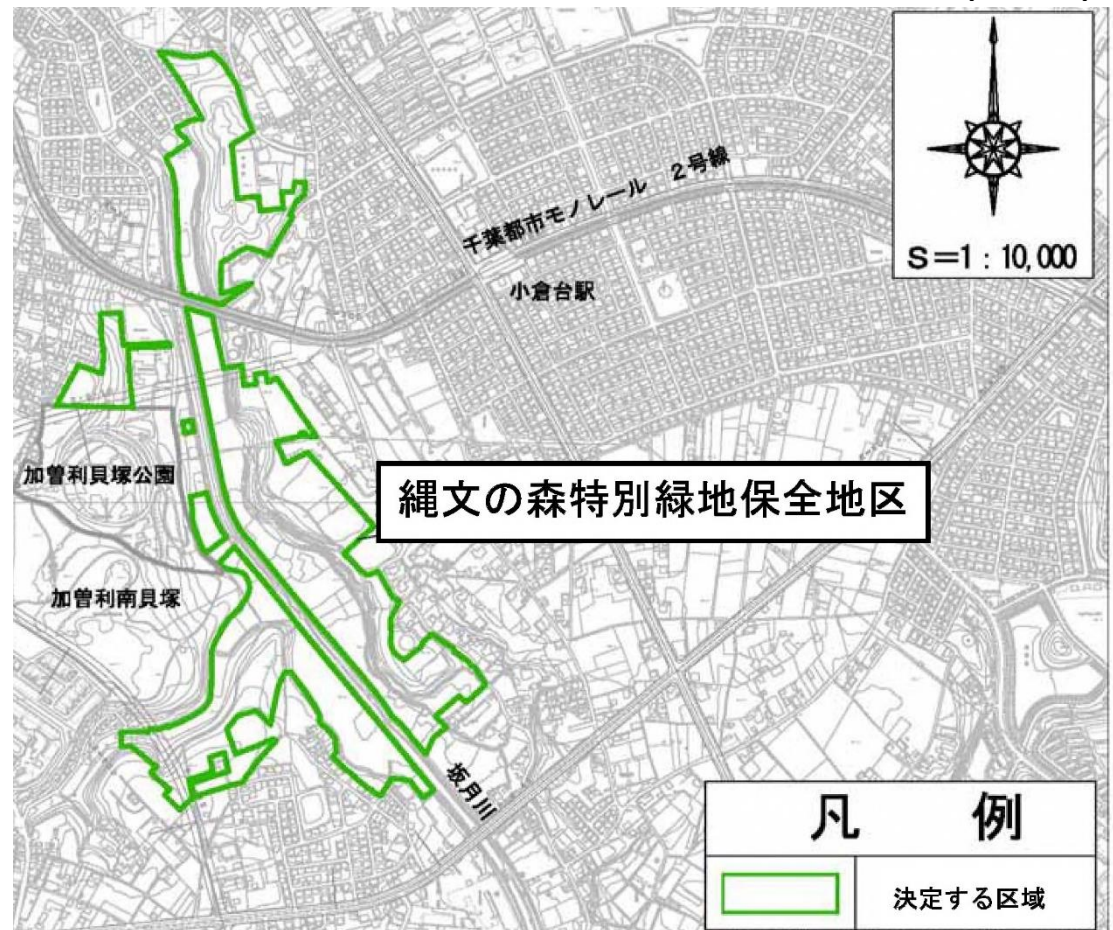
- 行為規制は以下のとおりであり、許可が必要
- 建築物の建築その他工作物の建設 (建ぺい率、高さ、壁面後退)
 - 建築物等の色彩の変更
 - 宅地の造成等 (適切な植栽等により覆われた率、のり)
 - 水面の埋立て又は干拓
 - 木竹の伐採
 - 土石の類の採取
 - 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

特別緑地保全地区（都市緑地法）

県内の状況

○県内の特別緑地保全地区

【出典：縄文の森特別緑地保全地区計画図(千葉市)】



縄文の森特別緑地保全地区

凡 例

決定する区域

○県内の指定状況【令和4年3月31日現在】

・指定数：7市30地区（指定面積：80.6ha）

（内訳：千葉市13、柏市8、市川市・松戸市3、流山市1、佐倉市1、我孫子市1）

概要

○特別緑地保全地区制度とは

- ・特別緑地保全地区制度は、都市における良好な自然環境となる緑地を「特別緑地保全地区」として都市計画に定め、建築行為など一定の行為の制限を行うことにより、現状凍結的に保全する制度
- ・特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う

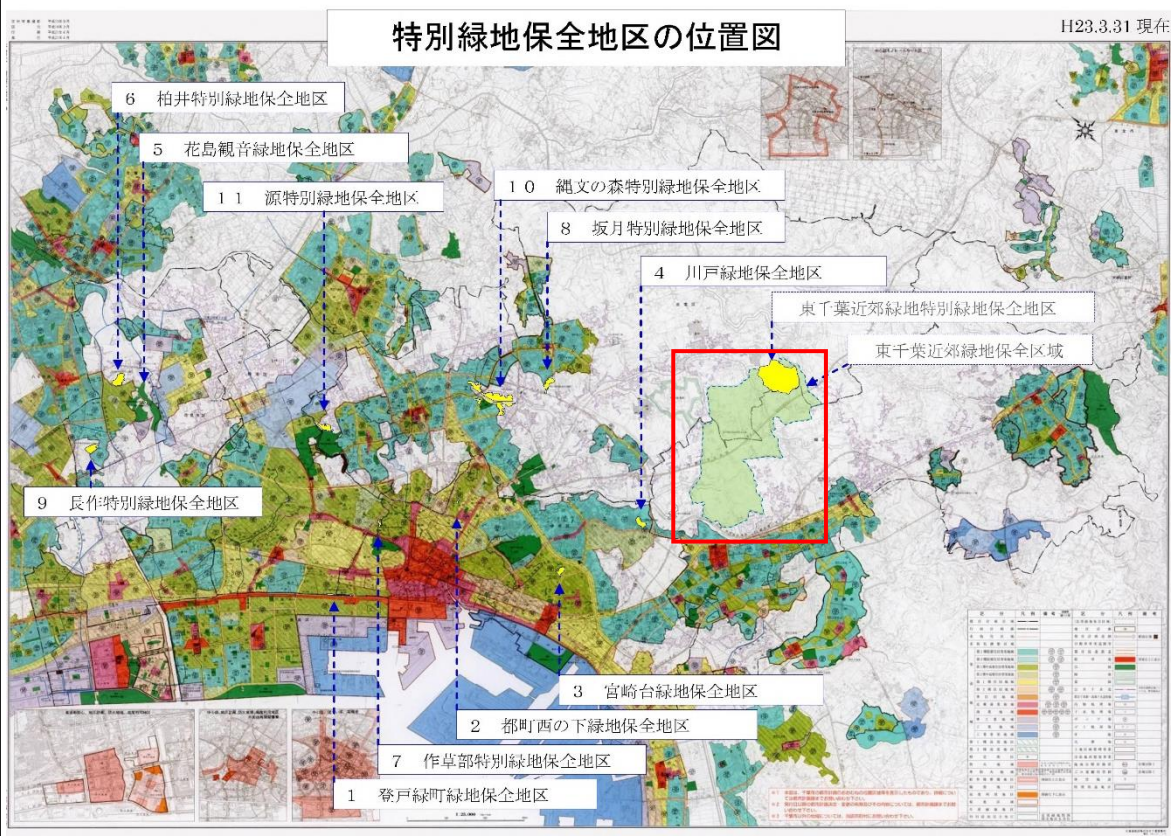
○特別緑地保全地区内における行為制限

- ・特別緑地保全地区内において次の行為を行う場合には、知事等の許可が必要
 - ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築
 - ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
 - ・木竹の伐採
 - ・水面の埋立て又は干拓
 - ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積など

県内の状況

○県内の近郊緑地保全区域

【出典：東千葉近郊緑地保全区域・東千葉近郊緑地特別保全地区の位置図(千葉市)】



○県内の指定状況【平成31年3月31日現在】

- 近郊緑地保全区域 4市4区域 (2,314ha)
(千葉市、市川市、君津市、野田市)
- 近郊緑地特別保全地区 2市2区域 (144ha)
(千葉市、市川市)

概要

○近郊緑地保全区域等とは

- 首都圏近郊整備地帯における良好な自然環境を有する緑地を保全することが、近郊整備地帯における無秩序な市街化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することから、特に保全が必要な地区について国土交通大臣が「近郊緑地保全区域」を指定し、県が都市計画に「近郊緑地特別保全地区」を定めている。
- 近郊緑地保全区域のうち、特に自然環境のすぐれた地区を「近郊緑地特別保全地区」として指定している。

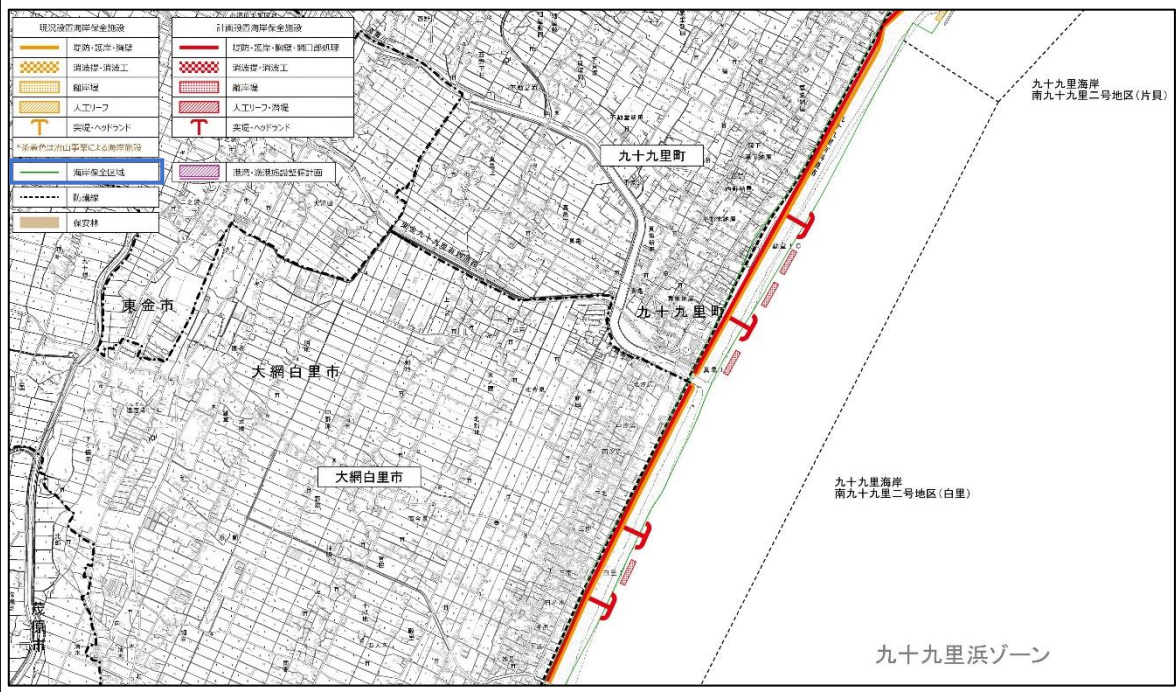
○近郊緑地保全区域内等における行為制限

- 近郊緑地保全区域内においては、次に掲げる行為を行う場合は、一部例外を除き、届出が必要
(特別保全地区内においては、許可が必要)
- 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 水面の埋立て又は干拓 など

15 海岸保全区域（海岸法）

県内の状況

○県内の海岸保全区域【出典：千葉東沿岸海岸保全基本計画】



概要

○海岸保全区域とは

- 海岸保全区域とは、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他海岸法に規定する管理を行う必要があると認められるときに、都道府県知事が指定する、防護すべき海岸に係る一定の区域※
- ※陸地側は満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線からそれぞれ50m以内を指定

○海岸保全区域の区分

- 所管によって、5つに区分されている
- 漁港海岸：漁港区域に係る海岸保全区域
 - 港湾海岸：港湾区域、港湾隣接地域、公告水域及び特定離島港湾区域に係る海岸保全区域
 - 農地海岸：土地改良事業で完成、管理している海岸保全施設又は施設計画のある海岸保全区域
 - 共管（農地海岸と建設海岸）：海岸保全区域の指定の際現に都道府県、市町村その他の者が農地の保全のため必要な事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するもの存する地域のうち農地海岸に当てはまらない地域に係る海岸保全区域
 - 建設海岸：上記以外の海岸保全区域

全国・県内の状況（選定地）	概要
<p>全国：497か所 うち県内：19か所 内訳：大山千枚田（鴨川市） 東京大学千葉演習林（鴨川市、君津市）など</p>	<p>○重要里地里山 国土の生物多様性保全の観点から重要な地域を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的として、環境省が選定している。</p>
<p>全国：633か所 うち県内：18か所 内訳：東京湾の干潟・浅瀬（盤州干潟、三番瀬など） 犬吠埼周辺沿岸、九十九里浜など</p>	<p>○重要湿地 湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の保全の観点から重要な湿地を保全することを目的として、環境省が選定している。</p>
<p>全国：122件 うち県内：6件 内訳（場所）： 千葉市、柏市、我孫子市、君津市、印西市、芝山町 申請者：事業者、民間団体、大学</p>	<p>○自然共生サイト 生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、生物多様性の保全が図られている区域で、環境省が認定している。</p>
<p>全国：約7万件 うち県内：約2,700件</p>	<p>○巨樹・巨木林 森林・樹木の象徴的存在であり、良好な景観の形成や野生動物の生息環境、地域のシンボルとして人々の心のよりどころとなるなど、保全すべき自然として重要であることから、環境省がデータベース化している。</p>

県内の状況

概要

○風力発電における鳥類のセンシティブティマップ
 【出典：環境アセスメントデータベース(環境省)】

○風力発電における鳥類のセンシティブティマップとは

- 風力発電における鳥類のセンシティブティマップは、風力発電事業を計画しようとする際、鳥類の生息状況等を事前に把握する時の参考となるもの。
- マップでは、地図上で鳥類への影響を考慮すべき区域（注意喚起メッシュ）と鳥類の渡りルートを確認することが可能。さらに、その区域でどのような鳥類が確認されているかなどの情報（メッシュ情報）を確認することが可能。

